r　国勢調査によつて公表された令和２年10月１日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が3を超える場合には、3とする。）

算式Ⅵ

K ＝ {384.62 × （t － s）×（1 ／ 10）－ 0.31} ＋（16.72 × t － 4.46）

（t － s）×（1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{384.62 ×（t － s）×（1 ／ 10）－ 0.31} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。（16.72 × t － 4.46）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。

算式Ⅵの符号

s　国勢調査によつて公表された平成22年10月1日現在における65歳以上の就業者数を同年の65歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

t　国勢調査によつて公表された令和２年10月１日現在における65歳以上の就業者数を同年の65歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅶ

L ＝84.75 ×｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 9）＋γ

｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

u　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営従業者数